

令和5年発行  
保存版の変更です  
冊子と一緒に  
保存してください

# 家庭ごみと資源物の 分け方 出し方 ガイドブックの 変更について!

## 家庭ごみと 資源物の 分け方 出し方 ガイドブック

保存版  
令和5年発行

令和6年4月1日(2024年)から  
「家庭ごみと資源物の分け方出し方ガイドブック」  
の内容が一部**変更**となりますのでご注意ください。



妙高市のごみや資源物のゆえこみ出しのルールを守りましょう	P1
燃やせるごみ	P2
金属類・大型プラスチック	P3-4
食品用油	P5-6
紙類(新聞紙、飲料用紙パック、その他の紙)	P6
段ボール	P7-8
その他プラスチック製容器包装	P9
埋立てごみ	P9-10
乾電池・蛍光灯・電球	P11
あき缶	P12
ペットボトル	P13
あき缶	P13
プラスチック製品	P13
あき缶	P14
プラスチック製品	P14
資源回収しているもの	
小型家電製品 せん定枝・木材	P15
衣類・かばん類・食器類	
(陶磁器・ガラス食器)	P16
使いばし・掃帚・入れ物・歯磨	
使い捨てカイロ・インクカートリッジ	P17
収集できないごみ、しらくみ取り業者	P18
家電リサイクル品目の処分	P19-20
妙高クリーンセンター	P21
あらい再資源センター	P21
指定ごみ処理場	P21

変更点①  
12ページ

### 乾電池・蛍光管・電球の充電式電池回収店

変更後

アバント(白山町)、(株)上越無線(柳井田町)、(株)西脇電機商会朝日町店(朝日町)、  
(株)ヤマダ電気テックランド妙高店(柳井田町)、あらい再資源センター

変更点②  
12ページ

### 乾電池・蛍光管・電球の充電式電池回収店

変更後

(株)ヤマダ電気テックランド妙高店(柳井田町)、あらい再資源センター

変更点③  
15ページ

### 小型家電製品対象品

変更後

ICレコーダー、パソコン用外付けディスクドライブ、MD プレーヤー、携帯電話、家庭用ゲーム機本体及びソフト(カセット)、小型ゲーム機、電子書籍端末、電子辞書、パソコン(ノート・デスクトップ・タブレット)、パソコン用モニタ(液晶)、ポータブルDVD プレーヤー、メモリーカード、USBメモリー、上記付属品(ACアダプター、ケーブル、リモコン)

変更点⑤  
18ページ

### 一般廃棄物処理業許可業者

変更後

(有)安田商会 電話75-1070

変更点⑥

### ごみの分別区分一覧

変更後

CDディスク(32ページ)、DVDディスク(34ページ)、ブルーレイディスク(36ページ)、  
ホース(ビニール)(37ページ)⇒燃やせるごみ

変更点⑦

### ごみの分別区分一覧

変更後

たたみ(スタイロ畳)(34ページ)⇒積所に出せません。  
粗大ごみ回収もしくは妙高クリーンセンターへ

変更点⑧

### ごみの分別区分一覧

変更後

カーオーディオ(30ページ)、携帯用ラジオ(32ページ)、CDプレーヤー(32ページ)、  
DVDプレーヤー(34ページ)、テープレコーダー(34ページ)、デジタルオーディオ  
プレーヤー(34ページ)、デジタルカメラ(34ページ)、電卓(35ページ)、ビデオカメラ  
(36ページ)、ビデオデッキ(36ページ)、ポータブル音楽プレーヤー(37ページ)、  
ミニコンポ(P37)⇒金属類・大型プラスチック

裏面もご覧ください。

# 家庭ごみと資源物の分け方出し方 ガイドブック注意点


## ご注意ください

注意点  
14ページ

### プラスチック製品について

「プラスチック製品」の収集日に出すことができるものは次の通りとなります。

#### ■プラスチック製品として出すことができるもの

- 汚れていないもの
-  プラマークのついていないもの
- 全てプラスチック素材でできているもの  
(一部でも金属やゴムなどが使われているものは出せません)
- 一片の長さが40cm 未満のもの
- 手で曲げられる程度の厚さ(5mm以下)のもの

#### ■収集できないもの

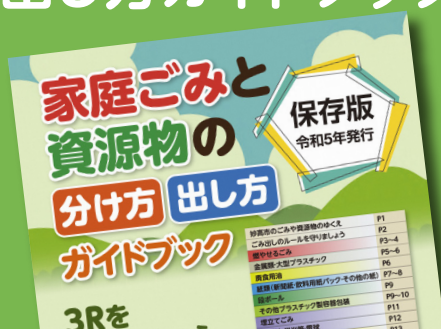
- 汚れているもの ⇒「**燃やせるごみ**」
- プラマークのついているもの ⇒「**その他プラスチック製容器包装**」
- プラスチック製品の中に一部でも金属が使われているもの ⇒「**金属類・大型プラスチック**」
- 一片の長さが40cm以上のもの ⇒「**金属類・大型プラスチック**」
- 手で曲げられない厚さ(5mmを超える)のもの ⇒「**金属類・大型プラスチック**」

## お知らせ

### ■手数料差額処理券

- 令和5年6月1日から市役所本庁舎、妙高高原支所、妙高支所にて差額処理券を1枚単位で販売しています。差額処理券の販売は**令和7年3月31日まで**となりますので、必要な方はお早めにお買い求め下さい。

## 家庭ごみと資源物の分け方・ 出し方ガイドブック



こちらから家庭ごみと  
資源物の分け方出し方  
を確認いただけます！



### 【お問い合わせ先】

■環境生活課 環境衛生係  
☎0255-74-0031

■妙高高原支所 総務防災係  
☎0255-74-0047

■妙高支所 総務防災係  
☎0255-74-0050